

地域環境の構築

——環境史と地域社会の再編成——

野田 浩 資

1. はじめに

1.1. 課題の設定

本稿の目的は、対象領域としての「地域環境」の特質について社会学の立場から考察することである。野田（2016）、および、野田（2017）は、琵琶湖地域という「地域環境」を対象としたものであったが、本稿は、その前提となっていた「地域環境」という対象領域の位置づけの試みである¹。

本稿では、1990年代以降の「現代社会」を念頭に置いている。高度に情報化・消費化・大衆化の進んだ社会である一方、「環境」への対応が内部に埋め込まれた「環境社会」「リスク社会」である（Bauman, 2000 = 2001；Beck, 1986 = 1998）。現代社会化と環境社会化は、並行的現象であり、「液体化」「個人化」が進行する「再帰的近代」として「現代社会」を読み解くとともに、そのような時代における社会現象を捉えるための視点として構築主義を参照する。

環境社会学の分野においては、構築主義からのアプローチによる研究として、ジョン・A・ハニガンの『環境社会学——社会構築主義の立場から』が既に古典的業績となっている（Hannigan, 1995 = 2007）。社会学における構築主義は、現象学的社会学のバーガー&ルックマン『現実の社会的構成』、社会問題構築主義のスペクター&キツセ『社会問題の構築』を出発点とする（Berger & Luckman, 1966 = 1977；Spector & Kitsuse, 1977 = 1990）。構築主義は、その認識論的立場をめぐる論争を引き起こしてきた（中河, 1999；中河ほか, 2001；上野編, 2001；平・中河編, 2000；2006）。しかしながら、「現実社会的に構築されている」という基本的発想は、社会学確立期の巨匠たちの時代から社会学に内在化されたものであり、また、広く社会科学に共有された

*1 本稿は、野田（2016）、野田（2017）の続編であるとともに、野田（1997）の議論を再考し、展開したものである。本稿は、住民参加型環境保全と環境ガバナンスに関する研究の一部である。これまでの研究の概要については、野田（2001b）、野田（2007b）、野田編（2017）、Noda（2013）、山添・塚本・霜浦・野田（2017）、山添・野田（2018）を参照。

ものである。近年では、その影響は、社会学の隣接領域、政治学や政策学、心理学、人類学にも広がっている（小野編，2009；大矢根編，2013；若島編，2007；松村，2017）。

1.2. 本稿の構成

2節では、「地域環境」という対象領域の特質について、「自然環境」「歴史的環境」をとり上げて論ずる。3節では、人間活動による環境改変としての「環境史」、および、近年の「参加・協働」による「地域環境の構築」について議論する。4節では、より一般化した「環境の構築」をめぐるフレームワークの提示を試みたい。

2. 地域環境という領域

2.1. 予備的考察——環境範囲と環境管理主体

「地域環境」という対象領域の特質について予備的に考察しておこう。以下の2点を出発点としよう。

第1に、地域住民（市民・住民、居住者）の「意味づけ」に基づく対象設定である。

第2に、共有された「意味づけ」（意味世界）によって地域の「範囲」が定義される。

以上の2点は、相互構築的、相互反映的である。地域住民によって、「意味づけ」され、その「意味づけ」が共有されることによって、地理的範囲が見出される。例えば、何かの対象を「守る」ために、特定の「意味づけ」がなされ、「保護／保全」の対象となる対象をもとに、一定の空間的広がり定まってくる。このようにして定義される地理的範囲、空間的広がりを「環境範囲」として議論を進めたい。「環境範囲」は、都道府県、市町村などの自治体の範囲と重なることもある。より小さなコミュニティ（伝統的な集落や自治会・町内会）を基盤とすることもある。

「環境管理主体としての地域社会」を想定することもできる。地域の歴史・文化・風土により、そこに生まれ育った地域住民を主役として、また、さまざまな主体（移住者、観光客、専門家など）との関係性のなかで、「地域環境」が「保護／保全」されていく。そのプロセスのなかで、「意味づけ」は修正・更新され、「地域環境」は守られていく。

「地域環境」という領域の特質を明確化するために、2つの区分を検討しておこう。第1は、「地球環境」と「地域環境」との区分であり、第2は、「地域環境」問題と「公害」の区分である。ただし、これらの区分は、相対的なものであり、社会的相互作用過程のなかで、文脈・状況に応じて流動的であることを指摘しておく。

第1に、「地球環境」と「地域環境」の区分がある。1980年代終わりを転換点として、「環境」問題をめぐる国際状況に大きな転換が生じている（米本，1994；Hannigan，1995）。「地球温暖化問題」をめぐって、大気中の二酸化炭素の濃度の上昇が地球を温暖化させるという自然科学による「発見」が契機となり、東西冷戦の終結を背景として、国際的な公共財としての地球環境の保全・管理に人類全体で取り組む動きが顕在化してきた。

第2に、「公害」と「地域環境」問題との区分がある。問題の発生の範囲が地理的に限定的である場合、両者は「地域」環境問題であるといえよう。一定の地理的範囲に生じている問題という意味では、「公害」は「地域」環境問題であろう。「公害」によって地域社会にもたらされた「受害」を「共苦」とした場合、1つの「環境領域」が形成される可能性が開かれる^{*2}。

これらの区分、境界設定は、相対的なもの、文脈・状況に応じて変化する。例えば、地球温暖化問題において、CO₂削減への国際レベル、国レベルの対策が、自治体レベル、地域社会レベルにつながっている。「グローバル／ローカル」「公害／環境問題」という区分は、固定されたものではなく流動的であるが、地域固有の条件、地域固有性により深く関わっている対象領域を「地域環境」として対象化することが本稿の立場である。

2.2. 自然環境と歴史的環境

「地域環境」という対象領域をより具体的に対象化していこう。「自然環境」と「歴史的環境」が代表的な対象である（野田，1997；2001a）。

「自然環境」の例として、琵琶湖地域を例として説明してみよう（野田，2016）。琵琶湖地域は、琵琶湖および琵琶湖に流入する河川の流域としての琵琶湖の集水域であり、その「環境領域」は、地方自治体としての滋賀県にほぼ重なる。また、琵琶湖の水質・水量は、琵琶湖下流の淀川水系にも影響を与えており、京都府、大阪府、兵庫県を含めて「環境領域」を形成しているともいえよう。

さらに、琵琶湖地域の一部である「赤野井湾流域」は、琵琶湖の赤野井湾に流入する河川の流域であり、滋賀県守山市におおよそ重なる。ホテルとシジミの復活を目標としたNPO法人「びわこ豊稔の郷」が活動している地理的範囲が、赤野井湾流域であり、1つの「環境領域」といえよう。どのような共有された「対象」への活動が進められるかは、地域住民の選択に基づく。「ホテル」「シジミ」というシンボリックな対象が選択され、地域住民による熱心な活動と自治体レベルでの「守山市ほたる条例」の制定につながっている。

「歴史的環境」については、「自然環境」と比べて一般的な用語ではないため、「歴史的環境」という領域そのものについて一定の整理をしておくことが必要となろう。「歴史的環境」とは、歴史的な対象物が空間的な広がりをもって保持されている状態であると定義することができよう（野田，2001：193）。「歴史的環境」の代表的な領域としては、「景観」と「遺跡」をあげることができる^{*3}。

「歴史的環境」という用語が、ある程度一般的に使われるようになったのは1970年代といえよう。この時期に、日本各地で、「町並み保存運動」や「遺跡保存運動」が展開され、それらの保存運動の対象となってきた景観・町並み、および、遺跡を統合する用語として「歴史的環境」と

*2 「公害」と「環境問題」の区分については友澤（2014）を参照。

*3 筆者は、「遺跡」保存をめぐる岩手県平泉町を、また、「景観・町並み」の保全をめぐる京都市を事例として取り上げてきた（野田，1996；2000；2001a；2006；2007a；2009）。

いう用語が用いられるようになってきた（木原，1982）。高度成長期の国土開発のなかで進んだ町並みと遺跡の破壊に対する保存運動の展開を通して，自治体レベルでの先進的な取り組みが進み，国レベルでの制度化に結びついた。歴史的建築物，埋蔵文化財の保護は，長く文化財保護行政によって担われてきたが，文化財保護から「歴史的環境」の「保護／保全」への制度構築が進んできた。1975（昭和50）年の文化財保護法の改正において，「伝統的建造物群保存地区」が制度化されたことがその例である。近年の動きとして，「景観法」が，2004（平成16）年6月に公布，2005（平成17）年6月に全面施行された。また，「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）が，2008（平成20）年5月に公布，11月に施行された。

「歴史的環境」という領域が，広く一般に認められ，確立した領域として認知されているかという点のように評価できるわけではない。「歴史的環境」という対象領域は，所与のもの，自明のものではなく，比較的近い過去に成立したものであり，各地で「景観」や「遺跡」をめぐる紛争が続いているように，現在も制度化が進行中の領域である。また，滋賀県甲良町の事例から示したように，人びとがノスタルジアを感じる「農村環境」という対象も，「自然環境」ではなく，より広い意味で「歴史的環境」という視点からとらえることができるだろう（野田，1999：204-205）。

3. 地域環境の構築という視点

3.1. 環境史の視点から

「環境」は，自然的条件を背景として，人間活動によって改変されてきた。人間活動による環境改変の歴史が「環境史」である^{*4}。

例として，野田（2016）で対象とした琵琶湖地域の「環境史」を概説しておこう。琵琶湖地域という「地域環境」もまた，近代化のなかで，河川開発や農業土木事業によって改変されてきた。滋賀県・琵琶湖地域は，古代から近江国と呼ばれ，近江盆地を中心とする1つの地理的まとまりによって形成された地域であり，野田（2016）では，主に明治以降の「環境史」を近代化の視点からまとめ，「近代化」の影響を3つのフェーズとして整理した。

明治期以前の琵琶湖の湖辺地域は湿地であり，洪水が多く，長く耕作に不向きな土地であった。明治期に入り，瀬田川に南郷洗堰が設置され，琵琶湖の水位を安定させる土木工事が実施されて，増水期の水害が少なくなったことによって，湖辺地域での農業生産が安定し，農業生産力が向上した。1930年代から1960年代の近代的な土木事業が進められ，琵琶湖への流入河川の上流部に農業用ダムが建設され，中流部・下流部の農業地域へと配水され，稲作中心の農業主導地域としての地域形成がなされた（「近代化Ⅰ：農業主導の地域形成」）。

高度成長期には，外部からのより大規模な「発展」「開発」の中に巻き込まれた。高速道や新

*4 環境史の例として，鳥越・嘉田編（1984），鳥越（2003）を参照。

幹線の整備により、企業の進出が進み、農業主導型地域に「兼業化」が進み、実態として「農地もち勤労世帯」化が進行した（「近代化Ⅱ：工業立地と兼業化の進展」）。地域外からの転入が増加し、「混住化」「混住社会化」が進むとともに、人口増加と経済活動の活発化が琵琶湖への環境負荷の増大をもたらすことになり、赤潮、アオコの発生など琵琶湖の水質悪化につながった。

高度成長期に国家事業として推進されたのが、琵琶湖総合開発事業（1972年開始、1997年終結）であった。事業の主目的は、下流府県・阪神工業地帯の増大する水需要に対応することであり、滋賀県は、その見返りとして、下流府県・水道事業者からの下流負担金を事業費として受け取るとともに、県内の地域開発事業を実施した。琵琶湖総合開発によって、琵琶湖岸の堤防化、農業用水の近代化、下水道の整備など急速な環境変化が進められた。一方で、滋賀県は、下流府県からの投資の見返りとして、琵琶湖というダムが供給する水質の維持という課題を担わされることになった（「近代化Ⅲ：琵琶湖総合開発」）。

現在の琵琶湖地域という「地域環境」は、以上のような環境変化の歴史としての「環境史」をたどって形成されてきた地域である。同様の環境変化は、明治以降、高度経済成長期を経て、全国各地で進行したのである。

3.2. 参加・協働による地域環境の構築

近年の地域社会において、「参加・協働」による「地域環境の構築」が進行中であることを指摘しておこう。特に1990年代以降、行財政改革の進行、政府・行政の役割の縮小を外的要因として、「参加・協働」によるまちづくりや環境保全が推進されている（豊田・野田，2017）。地域住民の「参加」、また、地域住民と行政の「協働」によるものであるが、地域住民がより主体的な役割を果たすかたちで「地域環境」が造り直されつつあるといえよう⁵。

滋賀県甲良町では、1980年代終わりから「甲良町せせらぎ遊園のまちづくり」が進められた（野田，1999）。各集落の公園づくりが、「企画・設計」「建設」「運営・管理」の各段階における行政・専門家と「むらづくり委員会」との「協働」によって進められた。アイデア段階から公園づくりに関わった集落の住民によって、完成後の「運営・管理」の段階においても、集落による自主的な管理が担われることになった。農村部の濃密な人間関係と豊かなソーシャルキャピタルに支えられたものであったことが特徴であった。

都市型の事例では、横浜市内のM公園の事例がある。都市公園の再整備に当たって、ワークショップが開催され、地域住民の意思を尊重する形で、パークセンターの建設や親水型の水辺整備などが実施された。ワークショップで出会った地域住民の有志が市民団体を形成し、その後の公園管理に積極的に関わっていることが特徴である（野田，2001b；2003）。

行政側が「参加・協働」に関わる「地域環境管理」の主体形成にまで関わった事例が、滋賀県守山市の「びわこ豊穰の郷」の事例であった。滋賀県では、1997年に終了する琵琶湖総合開発

⁵ コミュニティデザインの手法が全国で取り入れられていることも、「参加・協働」の例である（山崎，2012；2016）。

終了後の地域計画の検討が進められ、琵琶湖に流入する河川流域ごとに、住民、事業者、市町村、行政等の各主体が一体となって琵琶湖に流入する河川の環境改善に取り組む「県民参画」が課題とされた。「環境管理主体」の創出の要請に応えたのが、1996年に設立された赤野井湾流域協議会であった。当初は、行政側からの呼びかけによる地域団体の役員層を中心とする官製ボランティアとしての性格が強い組織であったが、2004年には、「びわこ豊穡の郷」としてNPO法人化され、「守山市はたらの森資料館」の運営から、外来生物であるオオバナミズキンバイの除去活動など主体的な組織として活動の幅を広げてきている。また、農家など地付層の住民と転入層の交流の場として、混住化地域である守山市において地域住民自身による「地域環境管理主体」の形成、「地域社会の再編成」にまで進んできたといえよう（野田，2007b；2016；Noda，2013）。

4. 考察

4.1. 「環境の構築」をめぐるフレームワーク

ここまでの議論をまとめ、フレームワークとしての提示を試みたい（図1）。「環境の構築」「環境観の構築」「環境政策の構築」を構成要素とする概念図として整理する。

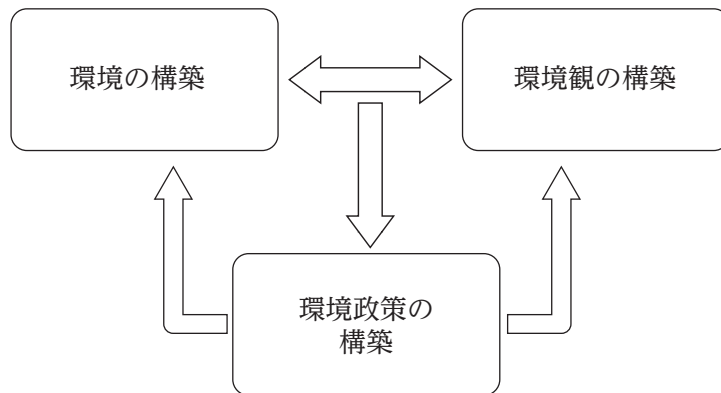


図1 「環境の構築」をめぐるフレームワーク

「環境の構築」とは、自然条件を背景としながらも、環境が人間活動によって造られてきたものであることを示す。伝統社会において、自然条件に大きく規定されながらも、「伝統」や「生業」によって、「環境」は造られてきた。近代社会においては、人間活動の影響がより大きくなり、「地域環境」が大規模に改変されてきたことを琵琶湖の例によって前節で示した。

「環境観」は、「環境」の影響によって、人びとの環境への「意味づけ」が形成され、共有化されたものであり、環境意識、環境思想、また、環境文化といわれるものを含んでいる。人びとは、共有された「環境観」によって、「地域環境」への働きかけ方を選択していくことになる。

「環境の構築」と「環境観の構築」との関係は、相互構築的、相互反映的である。京都市における町家・町並み保全を例として考えてみよう（野田，2000）。「町並み」は、町内の住民（町衆）が町家という建築様式を選択してきた結果として、町家が連続することによって形成されてきた。町家によって形成された「町並み」が美しいと感じられることにより、町内の住民である「町衆」に共通の「美意識」「価値観」が形成され、その「町並み」（とその美しさ）を維持していこうという「張りや気概」もまた、地域の歴史のなかで構築されてきたものといえる。その空間の価値を共有することによって、「京都」という「地域環境」が構築されているといえる一方で、「町衆の張りや気概」の衰退は、町家・町並みの喪失、「景観破壊」につながる。

「環境政策の構築」とは、上記の2つのフェーズを土台として、「環境政策」が形成されることである。ここでいう「環境政策」は、規制型の法制度だけではなく、公共事業を含めた開発事業などの政策的判断も含んだものである。経済行為とのバランスを考慮して地域の選択が行われていくことになるが、「環境政策」は、歴史的に構築されてきた「環境」によって条件付けられ、また、どのような環境が望ましいとするかという「環境観」に基づくであろう。滋賀県守山市の「ほたる条例」、京都市における一連の「景観政策」がその例といえる⁶。重要なことは、いったん「環境政策」が構築されると、「環境」および「環境観」への影響が及ぶことである。

4.2. 地域環境という問い——「内からのまなざし」と「外からのまなざし」の交錯

「地域環境」という領域の特質について改めて検討しておきたい。出発点とした「環境領域」から整理しておこう。

第1に、地域住民（市民・住民、居住者）の「意味づけ」に基づく対象設定である。

第2に、共有された「意味づけ」（意味世界）によって地域の「領域」が定義される。

特定の「意味づけ」を共有することによって、1つの地理的領域が見出される。何らかの対象を「守る」ことを通じて、特定の「環境領域」が立ち上がることになる。

そこに生まれ育ってきた地域住民、また、外部から関わるさまざまな主体（移住者、観光客、専門家など）によって、「地域環境」に対する「意味づけ」としての「環境観」は修正・更新され、修正・更新された「環境観」に基づいて「地域環境管理主体」の形成が求められ、「地域社会の再編成」が進んでいく。一連のプロセスは、「内からのまなざし」と「外からのまなざし」の交錯として理解される⁷。

岩手県平泉町の柳之御所遺跡の保存問題では、開発に伴って遺跡が発見され、その遺跡の保存を訴えるには、遺跡の価値を何らかの形で外部に対する申し立てがなされることが必要であった。「学術評価クレーム」「経済効果クレーム」という「外からのまなざし」に基づく主張が、遺跡保

⁶ 「環境政策の構築」のプロセスについては、野田（2007a）、野田（2009）において、京都市の景観政策の形成過程を社会問題構築主義のアプローチによって整理した。

⁷ 木村（2014）による景観、森久（2016）による産業遺産をめぐって、多様な住民層、多様な主体の「保存の論理」、 「まなざしの重層性」の研究が進められている。

存の意思決定過程において大きな役割を果たした（野田，1996；2001a）。

京都市においては「町衆の張りや気概」によって町家と町並みが守られてきたことを指摘してきた。「内からのまなざし」としての「張りや気概」を共有する人びとの集団（コミュニティ）が「町衆」であり、町家と町並みは「町衆の張りや気概」によって支えられてきたのである。コミュニティの成員としての「町衆」に「内からのまなざし」が共有されていること、そして、「町衆の張りや気概」が経済的・文化的条件に支えられていることが重要である（野田，2000）。

地域住民に対して、移住者、観光客、専門家など多様な主体が関わり、「内からのまなざし」と「外からのまなざし」が交錯するなかで、地域の歴史・文化・風土の固有性の再解釈が重ねられ、そのプロセスのなかで、「環境観」の更新と「地域環境管理主体」の形成、「地域の再編成」が進行する。現代の地域社会においては、「地域環境」問題をめぐる論争や社会問題化を通じて、地域の固有性の再解釈、「地域環境」の問い直しという再帰的なプロセスが「地域社会の再編成」として不断に進行しているといえるだろう。

文献

- Bauman, Zygmunt, 2000, *Liquid Modernity, Polity*. (= 2001, 森田典正訳『リキッド・モダニティ——液状化する社会』大月書店.)
- Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft, Suhrkamp*. (= 1998, 東廉・伊藤美登里訳『危険社会』法政大学出版局.)
- Berger, Peter L. & Thomas Luckman, 1966, *The Social Construction of Reality*, Charles E. Tuttle. (= 1977, 山口節郎訳『日常世界の構成』新曜社.)
- Hannigan, John A. 1995, *Environmental Sociology: A Social Constructionist Perspective*, Routledge. (= 2007, 松野弘監訳『環境社会学——社会構築主義的観点から』ミネルヴァ書房.)
- 木原啓吉, 1982, 『歴史的環境——その保存と再生』岩波書店.
- 木村至聖, 2014, 『産業遺産の記憶と表象——「軍艦島」をめぐるポリティクス』京都大学学術出版会.
- Spector, M. & J. I. Kitsuse, 1977, *Constructing Social Problems*, Cummins Publishing. (= 1990, 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築——ラベリング論を超えて』マルジュ社.)
- 松村圭一郎, 2017, 『うしろめたさの人類学』ミシマ社.
- 森久聡, 2016, 『〈鞆の浦〉の歴史保存とまちづくり——環境と記憶のローカル・ポリティクス』新曜社.
- 中河伸俊, 1999, 『社会問題の社会学——構築主義アプローチの新展開』世界思想社.
- 中河伸俊・北澤毅・土井隆義編, 2001, 『社会構築主義のスペクトラム』ナカニシヤ出版.
- 野田浩資, 1996, 「〈歴史的環境〉というフィールド——平泉町柳の御所遺跡の保存問題をめぐって」『環境社会学研究』（環境社会学会）2：21-37.
- 野田浩資, 1997, 「地域環境問題への社会的アプローチ——水環境と歴史的環境をめぐって」『滋賀県琵琶湖研究所所報』15：48-53.
- 野田浩資, 1999, 「住民がつくる農村環境——滋賀県甲良町のまちづくり」鬼頭秀一編『環境の豊かさをもとめて』（講座人間と環境第12巻）昭和堂：191-207.

- 野田浩資, 2000, 「歴史都市と景観問題——『京都らしさ』へのまなざし」片桐新自編『歴史的環境の社会学』（シリーズ環境社会学第3巻）新曜社：51-78.
- 野田浩資, 2001a, 「歴史的環境の保全と地域社会の再構築」鳥越皓之編『自然環境と環境文化』（講座環境社会学第3巻）有斐閣：191-215.
- 野田浩資, 2001b, 「住民参加型地域環境保全の組織論——類型化と予備的考察」『福祉社会研究』2：64-73.
- 野田浩資, 2003, 「パートナーシップの形成過程——都市公園再整備への住民参加を事例として」『京都府立大学学術報告』55：247-259.
- 野田浩資, 2006, 「伝統の消費——京都市における町家保全と都市再生」『環境社会学研究』12：57-71.
- 野田浩資, 2007a, 「景観政策」村上弘・田尾雅夫・佐藤満編『京都市政——公共経営と政策研究』法律文化社：155-178.
- 野田浩資, 2007b, 「水環境保全とNPO——ローカル・ガバナンス形成の可能性と課題」『水資源・環境研究』20：15-24.
- 野田浩資, 2009, 「歴史的環境と都市の持続可能性」鳥越皓之・帯谷博明編『よくわかる環境社会学』ミネルヴァ書房：134-137.
- Noda, Hiroshi, 2013, "Community Sustainability and Adaptation to Modernity and Globalization: Case study of the Lake Biwa Region in Japan", Takeshi Murota & Ken Takeshita(eds.), Local Commons and Democratic Environmental Governance, United Nations University Publications, chapter 9, 149-168.
- 野田浩資, 2016, 「地域社会の持続可能性と共創型環境ガバナンスの構築過程——琵琶湖地域の環境史と地域環境NPOの展開プロセス」『京都府立大学学術報告（公共政策）』8：47-62.
- 野田浩資, 2017, 「コミュニティを基盤とする環境ガバナンスの可能性」『京都府立大学学術報告（公共政策）』9：103-113.
- 野田浩資編, 2017, 『多主体連携による持続可能な地域社会経営：共創型環境ガバナンスの構築過程の検証』日本学術振興会科学研究費研究成果報告書（基盤研究（C）, 2014～2016年度）.
- 小野耕二編, 2009, 『構成主義的政治理論と比較政治』ミネルヴァ書房.
- 大矢根聡編, 2013, 『コンストラクティヴィズムの国際関係論』有斐閣.
- 平英美・中河伸俊編, 2000, 『構築主義の社会学——論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社.
- 平英美・中河伸俊編, 2006, 『新版 構築主義の社会学——実在論争を超えて』世界思想社.
- 友澤悠季, 2014, 『「問い」としての公害——環境社会学者・飯島伸子の思索』勁草書房.
- 鳥越皓之・嘉田由紀子編, 1984, 『水と人の環境史』御茶の水書房（増補版1991）.
- 鳥越皓之, 2003, 『花をたずねて吉野山——その歴史とエコロジー』集英社.
- 豊田陽介・野田浩資, 2017, 「地方自治体の地球温暖化対策における市民・住民との連携・協働の現状と課題——京都府南部と北部の地域間比較を中心として」『日本地域政策研究』（日本地域政策学会）19：76-83.
- 上野千鶴子編, 2001, 『構築主義とは何か』勁草書房.
- 若鳥孔文編, 2007, 『社会構築主義のプラグマティズム——臨床心理学の新たな基礎』金子書房.
- 山崎亮, 2012, 『コミュニティデザインの時代——自分たちで「まち」をつくる』中央公論新社.

山崎亮, 2016, 『縮充する日本——「参加」が創り出す人口減少社会の希望』PHP研究所.

山添史郎・塚本利幸・霜浦森平・野田浩資, 2017, 「地域環境NPOにおける社会運動性と事業性——NPO法人『びわこ豊穡の郷』の展開プロセスと参加の様態をめぐって」『京都府立大学学術報告（公共政策）』9: 39-58.

山添史郎・野田浩資, 2018, 「地域環境NPOの持続的活動展開と多面的役割——NPO法人『びわこ豊穡の郷』を事例として」『水資源・環境研究』（水資源・環境学会）31（1）:58-65.

（2018年10月1日受理）

（のだ ひろし 京都府立大学公共政策学部教授）